

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務
公募型プロポーザル審査要領

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

【1】企画提案書

- (1) 本業務にあたっての基本方針（10点）
- (2) 基礎調査と現状分析（30点）
- (3) 調査分析に基づく観光資源磨き上げの提案、観光マーケティング戦略の策定（30点）
- (4) 津野町の観光推進組織の望ましい在り方及び体制の調査、検討（30点）
- (5) 津野町観光推進組織設立の概要（案）の提案（30点）
- (6) 仕様書に無い独自の提案（※任意事項）（10点）
- (7) 業務を遂行するためのスケジュール管理（10点）

【2】事業者概要

- (1) 関連業務の受注実績（5点）
- (2) 情報セキュリティ及び品質管理体制（5点）
- (3) 実施体制（10点）
- (4) 実務責任者・担当者（10点）

【3】経費見積

- (1) 見積書（20点）

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書にもとづき、令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「審査基準」に基づき各方面から総合的に審査を行う。

4. 審査の方法及び契約候補者の決定

書類審査を実施し、評価点の合計が最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(1) 書類審査

審査は、書類審査及びプロポーザルにより、審査委員会で審査し選考する。審査基準は別表【審査基準】のとおりとする。審査員は5名(予定)であり、審査による評価点の合計が、満点の2分の1(最低基準)に満たないときは失格とする。なお、参加者が1者の場合は、最低基準を超えた場合のみ最優秀企画提案者とする。結果は、令和3年12月6日(月)(予定)までにすべての参加者に文書で通知する。

(2) プレゼンテーション

①令和3年12月3日(金)(予定)に津野町役場本庁舎で実施予定。なお、日時場所等の詳細については別途通知する。

②審査委員会では、参加者から提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

③プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を参加者ごとに行う。出席者は3名以内とし、業務責任者、若しくは担当者となる者は必ず1名出席すること。なお、プロジェクトによる説明を行う場合、審査委員会でプロジェクト及び投影スクリーンは用意するが、パソコンは持参のこと。また、この場合は機器接続確認のため担当者まで連絡すること。

④各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。

⑤すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。

⑥審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

(3) 審査結果の発表

審査結果については、審査実施日の翌日(土曜日、日曜日、祝日である場合はその翌日)を目途に参加者に文書で通知する。

別表【審査基準】

業 務 内 容	配点	審査の視点等
【1】 企画提案書		
(1) 本業務にあたっての基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の現状及び本業務の目的、事業内容を理解した内容となっているか。
(2) 基礎調査と現状分析	30	<ul style="list-style-type: none"> ・DMO等観光推進組織設立の可能性や有効性を判断するうえでの調査対象の選定、調査分析方法は効果的で有効な内容、手法となっているか。 ・本町の観光客の動向、特徴を把握し、各施策に生かせる内容、手法となっているか。
(3) 調査分析に基づく、観光資源磨き上げの提案やマーケティング戦略の策定	30	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査、現状分析と整合性のとれる実施方法で、今後の方向性やターゲットマーケットの設定など実効性の高い提案や戦略の策定が期待できる具体的な実施内容、手法となっているか。
(4) 津野町の観光推進組織の望ましい在り方及び体制の調査、検討	30	<ul style="list-style-type: none"> ・DMO及び観光協会等観光推進組織の在り方や体制の有効性を判断できるようなポイントや基準等の提示がされており、かつ論理的な整理がなされるような提案内容となっているか。
(5) 津野町観光推進組織設立の概要(案)の提案	30	<ul style="list-style-type: none"> ・津野町観光推進組織設立のための考察方法に具体性があり、設立するために必要な実施内容等の提案がされているか。
(6) 仕様書に無い独自の提案(本業務に対する企画・アイデア・貴社のPRポイント等)(※任意項目)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で指定した業務以外に、本業務の効果を達成するためや更に効果を高める提案であるか ・実施可能な提案であるか
(7) 業務を遂行するためのスケジュール管理	10	<ul style="list-style-type: none"> ・可能なスケジュールの提案ができているか

【2】事業者概要		
(1) 関連業務の受注実績	5	・過去5年間以内の同様な受注実績があるか
(2) 情報セキュリティ及び品質管理体制	5	・情報セキュリティ管理、業務手順のマニュアル化は十分であるか
(3) 実施体制	10	・業務に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担、バックアップ体制など）となっており、的確かつ円滑に遂行できる体制が確保されているか。 ・本町と円滑に連携できる体制となっているか。
(3) 業務責任者・担当者	10	・当該分野の業務に係る経験年数は十分であるか。
【3】経費見積		
(1) 見積書	20	・根拠が明確な経費積算となっているか ・単価、数量等について妥当と判断されるか。
合 計	200	